

mother's seat 会則

(目的)

第1条 本会は、以下の2つを目的とし、平成28年10月21日設立する。

- (1) 母となった女性たちが、家事育児を含めた「私の人生」に主体的に取り組み、他者との関係の質を上げることで母親として生きることが存分に楽しめる社会を創る
- (2) 母親自らが、他者との対話を通じて自分の力を存分に発揮できる環境を整え、母であること、家事育児をしていることが重要なキャリアとして認められる社会を創る

(名称)

第2条 本会の名称を mother's seat(マザーズシート)とする

(事務所)

第3条 本会の事務所を、代表住所に置く。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 「出会い」「話し合い」「学び合い」をベースにした対話の場づくり
- (2) 主に山梨県内の母親の、産後または子育て環境についての現状調査及びニーズ研究
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、この会の事業の趣旨に賛同し、ともに活動するために入会したものである。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出する。

(会費)

第7条 会員が納入する会費は定めない。ただし、事業に関して発生する費用について、実費など個人負担が求められるものに関しては事業計画の過程において協議して決定する。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1人

2 役員任期は定めず、本会が消滅するとともにその任を解くものとする。

(職務)

第10条 代表は、会を代表して運営する。

(会計)

第11条 本会の会計は、代表が兼ねるものとする。

2 代表は、会員への会計報告の義務を負う。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1)会則の変更

(2)解散

(3)事業の変更

(4)事業報告及び収支決算

(5)その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第14条 代表は、事業報告書、収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(委任)

第16条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会則の変更)

第17条 この会則は、会員の3分の2以上の承認をもって変更することができる。

附則1 この会則は、平成28年10月21日から施行する。

この規約の記載内容似ついて、事実と相違ないことを証明します。

平成28年10月21日

住所 山梨県山梨市下石森989-1

mother's seat 代表 村田詩織 印